

総基料第492号  
平成13年12月27日

ビー・ビー・テクノロジー株式会社  
代表取締役社長 孫 正義 殿

総務省 総合通信基盤局長  
鍋 倉 真

### 保留分の見直しについて

コロケーションの保留期間の短縮等に関しては、平成13年12月21日に情報通信審議会から所要の接続約款の変更に関して答申があったところであるが、同審議会から示された考え方においては、保留期間の短縮に加え、大量の保留を行っている事業者においても、1架当たりの収容回線数の効率化等による現在の保留分の見直しを行い、コロケーションの保留のキャンセルを行うことが適当であるとの考え方を示されたところである。

したがって、貴社は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）に対し大量のコロケーションの申込みを行っており、1架当たりの収容回線数の効率化を図る等の措置を講ずることにより、貴社保留分の見直しを早急に行い、これにより生じたリソースを自主的にNTT東日本・西日本に返還することとされたい。

東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)の指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見・再意見及びそれに対する考え方(抜粋)

考え方4

今回の接続約款変更案により、コロケーションについては工事着工時(延長の場合は延長の開始時)から一部費用負担が生じ、また光ファイバについては調査回答から6か月又は提供可能時期から3か月以内の接続開始時から費用負担が生じることとなることとなり、リソースの有効活用にある一定の効果が得られると考えるが、まずは、

- ①NTT東西は、他事業者と競合するサービスに係る固有の設備(DSLAM、スプリッタ)の設置についてはその利用手続を他事業者と同じとし、自社保留分の見直しを行うとともに、利用見込みのない設備の撤去や1架当たりの収容回線数の効率化等の措置を講じることにより生じたリソースについて、現在、リソースを保留していない事業者に優先的にこれを配分すること、
- ②大量の保留を行っている事業者においても、1架当たりに収容回線数の効率化等による現在保留分の見直しを行い、コロケーションの保留のキャンセルを行うこと、

といった措置を講ずることが適当である。

また、NTT東西においては、上記①の措置により生じたリソースを保留分のない事業者に配分するよう接続約款に盛り込むとともに、上記②の措置により今後生じるリソースをどのように配分するかについて、例えば申込数の上限を設定する等、具体的な方向について至急検討した上で、総務省に報告することが適当である。